

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	償還方法	利子補給	保証人等		
運 転 資 金	仕入れ又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金を必要とする者	運転資金	1 中小企業者 1,000万円以内	5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4%	割賦償還	融資利率の 1/2 又は 年2.0%の いずれか 低い方	連帯保証人又は担保不要 ただし、法人の場合は代表者が連帯保証人(※)		
				10年以内 (据置期間 12ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4% 5年超～7年以内 年2.7% 7年超～10年以内 年2.8%					
設 備 資 金 (自動車購入の場合、 原則 乗用車は不可) 下段(注)3参照	生産若しくは販売に必要な機械又は器具に要する資金及び店舗、工場、営業所等の移転又は新築、増築若しくは改築(購入・着工前のもの)に要する資金を必要とする者	設備資金	1 中小企業者 2,000万円以内	5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4%					
				7年以内 (据置期間 12ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4% 5年超～7年以内 年2.7%					
				小規模事業者であること(常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下)	運転資金 併せて 1,000万円以内				5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4%
									7年以内 (据置期間 12ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4% 5年超～7年以内 年2.7%
独 立 開 業 資 金	同一企業に継続して3年以上又は同一業種の企業に5年以上の勤務実績がある者で、退職後1年以内に独立して、同一の業種に属する事業を市内で開始する者 市内に1年以上居住していること(法人の場合は、代表者が市内に1年以上居住していること)	運転資金	1 中小企業者 運転資金、設備資金 併せて 1,000万円以内	5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4%					
		設備資金	併せて 1,000万円以内	7年以内 (据置期間 12ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4% 5年超～7年以内 年2.7%					
創 業 支 援 資 金	1 次の(1)から(6)の創業者に該当すること (1) 事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 (2) 事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する者 (3) 中小企業の会社で、事業を継続しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する者 (4) 事業を営んでいない個人で、事業開始後5年未満の者 (5) 事業を営んでいない個人により開設された会社で、設立後5年未満の者 (6) 中小企業の会社で、事業を継続しつつ、新たに設置された会社であって、設立後5年未満の者 2 市内に1年以上居住していること(法人の場合は、代表者が市内に1年以上居住していること)	運転資金	1 中小企業者 運転資金、設備資金 併せて 1,000万円以内	5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4%					
		設備資金	併せて 1,000万円以内	7年以内 (据置期間 12ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4% 5年超～7年以内 年2.7%					
		設備資金	併せて 1,000万円以内	5年以内 (据置期間 6ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4%					
				7年以内 (据置期間 12ヶ月以内)	3年以内 年2.2% 3年超～5年以内 年2.4% 5年超～7年以内 年2.7%					

注意

- 既に融資を受けている資金と同じ種類について、更に融資を受ける場合は、その資金の限度額から償還が完了していない額を減じて得た額以内とする(独立開業資金、創業支援資金を除く。)
- 同じ種類の資金で更に融資を受ける場合、一時的に限度額を超えて、融資を受けることができる。この場合、融資を受けた時点で既に融資を受けていた資金は、一括償還するものとする(独立開業資金、創業支援資金を除く。また、同一金融機関に限る。)
- 設備資金で自動車を購入する場合は、原則として乗用車(3ナンバー・5ナンバー)は利用不可とする(貨物自動車(1ナンバー・4ナンバー)・特殊用途自動車等については、誓約書等の提出のうえ利用可能。)
- 融資を受けた者が、市内で事業を行わなくなったときは、融資した事業資金の残高を一括償還するものとする。

東金市中小企業退職金共済加入促進補助金のご案内

東金市では、中小企業者の退職金共済制度への加入を推進するため、勤労者退職金共済機構が行う「中小企業退職金共済制度」、又は特定退職金共済団体が行う「特定退職金共済制度」に加入している中小企業者に対し、共済掛金の一部を補助しています。
詳しくは、東金市商工観光課ホームページ又はお電話(0475(50)1155)にてお問い合わせください。